

## 平成26年第4回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第77号	平成26年度宝塚市病院事業会計補正予算（第2号）	可決 （全員一致）	9月16日
議案第79号	宝塚市保育所保育実施条例を廃止する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第80号	宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第81号	宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第82号	宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第83号	宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第87号	平成25年度宝塚市病院事業会計決算認定について	認定 （全員一致）	
議案第88号	工事請負契約（（仮称）花屋敷グラウンド整備工事）の変更について	可決 （全員一致）	9月5日
議案第90号	公の施設（宝塚市立子ども館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	9月16日
議案第91号	公の施設（宝塚市立花屋敷グラウンド）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
請願第38号	教育条件整備のための請願	採択 （全員一致）	
請願第39号	子どもたちの健やかな成長を願い現行の保育水準の維持を求める請願	趣旨採択 （全員一致）	

### 審査の状況

① 平成26年 9月 5日 （議案審査・委員会報告書協議）

・出席委員   ◎村上 正明   ○藤岡 和枝   浅谷 亜紀   大島 淡紅子  
                  北野 聡子   佐藤 基裕   田中 こう   山本 敬子

② 平成26年 9月10日 (議案審査)

・出席委員 ◎村上 正明 ○藤岡 和枝 浅谷 亜紀 大島 淡紅子  
北野 聡子 佐藤 基裕 田中 こう 山本 敬子

③ 平成26年 9月16日 (議案審査)

・出席委員 ◎村上 正明 ○藤岡 和枝 浅谷 亜紀 大島 淡紅子  
北野 聡子 佐藤 基裕 田中 こう 山本 敬子

④ 平成26年10月 6日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎村上 正明 ○藤岡 和枝 浅谷 亜紀 大島 淡紅子  
北野 聡子 佐藤 基裕 田中 こう 山本 敬子

(◎は委員長、○は副委員長)

**議案番号及び議案名**

議案第77号 平成26年度宝塚市病院事業会計補正予算（第2号）

**議案の概要**

平成26年度宝塚市病院事業会計予算のうち下記のとおり補正するもの。

（業務の予定量） 主要な建設改良事業について、建設改良工事の予定額を1億1,178万6千円増額し、3億2,998万6千円にするとともに、固定資産購入の予定額を3,960万1千円増額し、4億3,460万1千円にするもの。

（収益的収入及び支出） 病院事業収益の予定額を医業外収益について20万円増額し、122億7,459万8千円にするとともに、医業費用について3,264万5千円増額し、107億5,443万8千円にするもの。

（資本的収入及び支出） 資本的収入の予定額を企業債について1億5,130万円増額し、8億146万9千円にするとともに、資本的支出の予定額を建設改良費について1億5,138万7千円増額し、18億2,840万9千円にするもの。

（企業債） 医療機器等購入の限度額を3,960万円増額し、4億2,160万円にするとともに、施設改修事業の限度額を1億1,170万円増額し、3億590万円にするもの。

主な内容は、下記のとおり。

- ①3階東病棟を再開し、（仮称）救急医療センターとして整備するため、建設改良費を1億3,362万円増額し、企業債を1億3,360万円増額する。
- ②放射線治療装置を導入するための設計費用が増加したことに伴い、建設改良費を1,776万7千円増額し、企業債を1,770万円増額する。
- ③看護師及び呼吸器内科医師の確保等の経費を増額する。

**論 点** 補正予算の妥当性について

**<質疑の概要>**

問1 補正予算では、急増する救急患者の受け入れに対応するため、3階東病棟を再開し、（仮称）救急医療センターとして整備する費用が計上されているが、なぜ当初予算に計上されなかったのか。

答1 平成25年12月から平成26年1月にかけて、急増する救急患者の受入対策について、さまざまな検討を行ってきたが、当初予算に計上するには整理を1月までに終わらせ、予算要求額を確定する必要がある、時間的に間に合わなかった。

問2 （仮称）救急医療センターの整備により、救急患者の受入困難数はどの程度改善されると見込んでいるか。

答2 平成25年度の受入困難数は1,530件となっており、その理由は、専門医の不在

のためが 611 件、診療中のためが 467 件、満床のためが 146 件、その他が 300 件余となっている。理由が、「専門医の不在」に関しては解消が難しいと思われるが、「満床」に関しては、今回の整備により受け入れの増を図ることができるものと考えている。「診療中」に関しても、患者の入院調整がスムーズに進み、受け入れの改善につながるものと考えている。

問 3 放射線治療装置の設計費用について、当初予算では 23,900 千円であったものが、建築物価の上昇が理由とはいえ、17,767 千円も増額となったのはなぜか。

答 3 昨今の建築資材及び人件費等の高騰により、当初想定以上に建築費用が膨らむ見込み。世間相場で 3 割から 4 割にかけて物価が上昇していると言われており、そのことから建築費が 3 割 5 分の増額が見込まれ、設計費用を見直した。

問 4 看護師紹介手数料 15,000 千円の内訳は。

答 4 業者を介して看護師を紹介してもらう場合、一人当たり年収の 2 割程度が業者側の手数料となる。看護師の年収が約 500 万円であるため、その 2 割である 100 万円を 15 人分計上している。求職者側にとって、業者を通じての紹介は利用しやすいため、昨今ふえている。

問 5 業者を介する方が、病院側と求職者側の双方が望ましいということなのか。できることなら、そこに多額の費用をかけず、他のところにお金が回せるほうが望ましいと考えるが。

答 5 病院としては、できるだけ手数料をかけずに広報誌やホームページ、説明会、口コミ等を通じて独自で看護師を確保していきたいが、7 対 1 看護体制の確保などのために、やむなく業者に頼むもの。また、近隣の公立病院も 7 対 1 看護体制を確保するため看護師を募集しており、独自の努力ではなかなか人材確保が難しい状況にある。

問 6 看護師と同様に、呼吸器内科の医師紹介手数料として 3,240 千円が補正予算に計上されている。医師は、今まで大学を回って確保に努めてきたと思うが、人材確保が難しい状況か。

答 6 呼吸器内科医については、阪神北地域全体で医師の絶対数が少ない状況にある。関連大学である兵庫医科大学や大阪大学にも派遣をお願いしているが、すぐに医師を派遣できる状況ではない。県を通じ、医師確保の依頼もしている。大学からの医師派遣を第一に考えているが、最後の手段として業者を介して、医師を確保したいと考えている。

問 7 市立看護専門学校の卒業生のうち、約半数近くが市立病院以外の病院に就職し

	<p>ている。市立病院へ就職する生徒をふやす工夫はできないか。</p> <p>答7 市立病院に就職する以外の進路としては、上位大学への進学や、他市の病院への就職などがある。市立病院としては市立看護専門学校と話し合いの場を設け、市立病院へ就職してもらえよう取り組みを進めている。</p> <p>問8 人材確保にむけ、市立看護専門学校の生徒が市立病院に就職したくなるようなメリットづくりが必要。例えば、市立看護専門学校の奨学金を、市立病院に就職した際には返済を免除してもらえるような優遇措置はとれないのか。</p> <p>答8 他の公立病院では、奨学金の返済免除などの優遇措置を採用しているところがある。多額の費用が必要であるため、効果を十分に検証したうえで今後検討していきたい。</p> <p>問9 (仮称)救急医療センター開設に伴い、今後の救急専門医体制についてどう考えているか。</p> <p>答9 現在のところ、医師をふやすことまでは考えていない。</p> <p>問10 今後、認知症などの介護的な要素も医療に導入していく方向性になっていくと思われる。市立病院が認知症対策について看護師研修に力を入れていくことが、病院としての大きな特色づくりの一つになりうるのでは。</p> <p>答10 この4月から新たに精神看護専門看護師を採用し、患者の認知症の状態や精神的な不安に対して早期から専門的に関わる取り組みを進めている。研修についても十分考えていきたい。</p>
自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決 (全員一致)

**議案番号及び議案名**

議案第79号 宝塚市保育所保育実施条例を廃止する条例の制定について

**議案の概要**

改正前の児童福祉法においては、保育の実施基準について市町村が条例で定めることとされていたが、子ども・子育て支援新制度の実施に当たり、児童福祉法が改正され、保育の実施基準に代わる保育の必要性の認定に関する基準については、子ども・子育て支援法施行規則で定める事由に基づき、市町村が定めることとされたため、子ども・子育て支援法の施行に合わせて、本条例を廃止しようとするもの。

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 現行の宝塚市保育所保育実施条例では、同居の親族の介護・看護に限り保育に欠ける事由に該当するとしていたが、子ども・子育て支援新制度へ移行後の市の入所要件に、新たな認定基準に別居の親族の介護・看護を含めることにしているのはなぜか。

答1 国は同居の親族の介護・看護のみ規定しているが、市では、家庭の事情でやむを得ず別居している場合も想定されるとして、子ども・子育て支援新制度を契機に、市独自に同居・別居の区別なく、親族の介護・看護を認めることとした。

問2 今後、別居の親族の介護や看護等の状況をどう把握し、入所要件に該当するか判断していくのか。

答2 保育所の入所手続きの際に提出していただいている家庭状況調査書に介護・看護の状況や内容を記載する欄を設け、その記載内容と添付される医療機関の診断書から判断していく。

問3 国の子ども・子育て支援法施行規則では、新規に虐待やDVを「保育を必要とする事由」に含めている。虐待やDVでは、根本的な解決を目指すには保育支援だけでなく、保護者への支援が重要ではないか。

答3 これまで、「保育に欠ける」という概念の中には、虐待やDVによる事由は含まれていなかった。今後、児童虐待やDVについては、入所要件に該当するかどうか、本人の申し出だけでは判断が困難な場合が想定される。従来から関係機関と連携しながら対応してきたが、引き続き十分に連携しながら、子どもの保護とあわせて家族への支援に取り組んでいきたい。

問4 従来から、市独自の取り組みとして、入所要件に「同一世帯に小学校就学前の子どもが4人以上いること」と規定し、多子家庭を含めている。この多子家庭を

事由とする申請の状況は。 答4 毎年、数件の申請がある。	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第80号 宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

**議案の概要**

子ども・子育て支援新制度の実施に当たり、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、条例を制定しようとするもの。

条例の内容は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を条例で定めるとされたため、これらに関する規定を定めるもの。

**論 点** 条例整備における市の考え方と利用者への影響・周知について

**<質疑の概要>**

問1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関し、国が示す従うべき基準では、小規模保育事業を保育体制や面積基準等によってA～C型の3種類に区分している。小規模保育事業について、本市での整備の考え方は。

答1 現行の保育の質を維持するため、本市では、小規模保育事業A型での整備を推進している。面積と建物の耐火基準については、国の基準どおり実施する予定。給食事業については、自園調理のみとし、卒園後の連携施設の確保を必須条件とする。小規模保育事業所は、認可保育所ではないが、現行の認可保育所の水準に近づけるよう、整備していきたい。

問2 本市は、小規模保育事業A型を推進する方針なのに、同B型及びC型についても条例に規定するのはなぜか。

答2 基準条例としているため、A～C型のすべての方式での基準を規定している。

問3 家庭的保育者、家庭的保育補助者の研修制度は、どのような内容か。また、研修はどこが実施主体となるのか。

答3 研修制度については、現在、国で研修内容及び都道府県や市町村での役割等について、検討中であり、本年10月下旬にはとりまとめられる予定。国から研修制度の詳細が示された後に、市での研修内容を検討したい。

問4 平成27年度から10年間を計画期間とする宝塚市次世代育成支援行動計画（たからっ子「育み」プラン）（案）では、「私立幼稚園の認定こども園化及び私立幼稚園を連携施設とした小規模保育事業A型の整備等により、保育ニーズに対応した受け入れ枠の確保を図る」と取り組みの一例として記載されているが、保育所等との連携をどう考えているのか。

答4 宝塚市の保育ニーズとしては、3号認定に該当する「保育を必要とする3歳未満」

の子どもが多い。保育所等との連携については、3歳児以降の保育を認可保育所が担えばよいが、既に0～2歳児の定員が満員の状態で、通常、そのまま3歳児保育にすすむため、新たな3歳児の受入が困難な認可保育所が多い。このため、市は連携施設として私立幼稚園を活用することが効率的と考えている。

問5 家庭的保育事業や小規模保育事業等の保育所に入所した場合、3歳以降は、私立幼稚園を勧められることが多くなるのか。また、保護者が認可保育所への入所に限定して希望される場合はどうなるのか。

答5 連携施設は複数カ所指定できるため、選択ができる。連携施設については、基本的にそれぞれの事業者が自らで探すことになっているが、地域性を配慮し、市も調整には協力していきたい。また、保護者の希望に沿って調整することになるが、認可保育所への入所がかなわない場合は待機となる。

問6 今後、市内に株式会社が参入する予定はあるのか。

答6 現在、認可外の保育所を指定しており、株式会社も含まれる。これまで、撤退はなく、運営していただいている。既存の私立幼稚園や保育所の複数園が小規模保育事業への参画の意向を示されていることから、現時点においては株式会社の参入は想定していない。

問7 公私連携型保育所に対する指定管理者制度を活用する考えは。

答7 現在のところ、指定管理者制度を活用する考えはない。

問8 子ども・子育て支援新制度の実施を契機に、市内に新規参入する株式会社がふえるのではないかと。

答8 株式会社に対する考え方は、国に準拠している。しかし、3カ月前に告知すれば撤退可能であるため、株式会社は経営難などで撤退することも想定できる。市としては、園の撤退は子どもに与える影響が大きく、撤退を1番懸念している。

問9 これまで、障がい児の受け入れや職員の産休明けに対し、加配があったが、今後はどうなるのか。

答9 現在、市の指定保育所については、障がい児を受け入れて、加配が必要な場合は、事業者から市へ申請していただき、加配に係る経費を市から補助している。また、小規模保育事業所の場合は、公定価格の中で障がい児を受け入れた場合、加算される仕組みになっている。どの保育施設に行っても質の高い安心な保育が受けられるようにしたい。

問10 現在は、調理は自園調理だが新制度ではどうなるのか。

答10 本市では、従うべき基準として自園調理とし、調理業務の委託は可としている。

問11 居宅訪問型保育事業について、認定基準や連携施設に対する市の考えは。

答11 国の基準どおりとしている。なお、障がいや慢性的な疾患のある子どもの保育について、居宅訪問型ではなく、施設型での保育を希望される場合、保育所への入所申請時に保育所集団生活が可能であるという旨の医師の診断書が必要となる。新制度においても、ニーズがあれば従来と同様に対応していきたい。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果 可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第81号 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

**議案の概要**

子ども・子育て支援新制度の実施に当たり、子ども・子育て支援法において、施設型給付の対象となる特定教育・保育施設及び地域型保育給付の対象となる特定地域型保育事業の運営に関する基準を条例で定めることとされたため、これらに関する規定を定める条例を制定しようとするもの。

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準で「正当な理由のない提供拒否の禁止等」とあるが、正当な理由とは何か。

答1 国の基準どおりとしている。国の基準では、定員のあきがない場合、定員を上回った場合、特別支援が必要な子どもの状況や施設の受入能力などのその他の特別な事情がある場合としている。

問2 受入体制の問題で、困難を抱えた子どもが排除されることのないよう、市としてチェック体制を働かせてほしいが。

答2 特定教育・保育施設については、県の認可となるため、県のチェックが入る。また、特定地域型保育施設については、市が認可し、確認していくことになる。運営基準については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育とも市が確認していくことになるため、しっかり調整していきたい。

問3 年数が経てば、市との決め事も守られなくなるのではないかと。また、家庭の経済状況によって、保育料を滞納する場合も想定される。私立園の場合、滞納が理由で即退園とならないか。

答3 滞納を持ってすぐに退園とはならないが、悪質な場合は市が間に入って調整することになっている。また、対象外の理由での入所拒否や退園を促すような行為が行われたいよう、対応していきたい。

なお、既存の施設については、みなし確認も可だが、今後新設される施設については、国から具体的な確認方法が示された後、市の手続きを定めていきたい。

問4 特定地域型保育事業者は継続保育のための連携施設確保必置となっているが、個別に探すのかどうか。

答4 連携施設の設定が困難な場合は、事業者からの求めに応じて、市ができるだけ

協力を行う。

問5 今後、新制度の実施に伴い、市は現在の体制で対応可能と考えているのか。

答5 従来の保育課を、平成26年度より保育企画課と保育事業課の2課体制とし、係長級職員を1名増員した。また、本年8月から窓口対応として臨時職員を配置した。

また、平成27年度に向けての新規採用の合格者のうち、既卒者で早期に勤務可能な者については、都合がつき次第、現場に配属したい。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成26年第4回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第82号 宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	
<b>議案の概要</b>	
<p>子ども・子育て支援新制度の実施に当たり、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、条例を制定しようとするもの。</p> <p>条例の内容は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたため、これらに関する規定を定めるもの。</p>	
<b>論 点</b> なし	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	<p>条例に規定されている放課後児童健全育成事業所の設備基準では、1人あたりの専用区画の面積基準を概ね1.65㎡以上としているが、現状ではこの基準を確保できていない施設が多い。市はどう考えているのか。</p>
答1	<p>市の基準は、1人あたりの面積を「概ね1.65㎡」とし、基準に幅を持たせている。基準を厳格に規定すると、現在の定員40名を維持できず、待機児童の増加につながる恐れがある。実際の育成事業の活動では、外遊びや室内での遊びに分けて活動するなど、日々の活動の中で工夫し、子どもたちが狭く感じたり、影響が出ないように、対応していきたい。</p>
問2	<p>放課後児童支援員の条件の1つに、「高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」と規定されているが、経験があっても現場での評価が低い人もいる。現場からの推薦など、現場での判断の観点はないのか。</p>
答2	<p>放課後児童健全育成事業に類似する事業とは、単なる見守りや塾などの学習支援事業ではなく、遊びを通じて児童と継続的な活動を行う事業を想定しており、支援員としての具体的な判断基準は、厚生労働省の通知に準拠するものとしている。</p>
<b>自由討議</b> なし	
<b>討 論</b> なし	
<b>審査結果</b> 可決（全員一致）	

**議案番号及び議案名**

議案第83号 宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定について

**議案の概要**

平成27年度から、市内に在住し、市立小学校以外の小学校に就学する児童についても、育成会で受け入れるとともに、子ども・子育て支援新制度の実施に当たり、児童福祉法の一部が改正され、放課後児童健全育成事業の対象児童の範囲が拡大されたことに伴い、法律の施行にあわせて、育成会の受け入れについて、現在1年生から3年生までの児童としている対象を、1年生から4年生までの児童とするため、条例を改正するもの。

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 現在、待機児童が出ている地域児童育成会もある。4年生までの受け入れを広げることになるが、全市で対応は可能なのか。

答1 施設上の関係から、仁川小・逆瀬台小・宝塚第一小・売布小・長尾南小・山手台小・長尾台小の地域児童育成会については、現状では受け入れが困難。しかし、他の学校は受け入れが可能。国が対象児童の枠を6年生まで広げたこともあり、市も受入可能なところから取り組んで行きたいと考えている。また、対象児童を4年生まで拡充したことで、3年生までの児童が入所できなくなることはないよう、入所については3年生までの児童を優先したい。

問2 現在も、待機児童が出ている地域児童育成会では、民間の学童保育施設を活用して待機児童の解消を図っているところもある。今後、民間の学童保育施設をどう確保していくのか。

答2 待機児童対策として、宝塚小・宝塚第一小・長尾小などでは、市が活動場所を確保し、運営主体としてNPOやシルバー人材センターなどを委託先とし、学童保育を実施している。今後も待機児童の状況をみながら整備するものとし、学校の敷地内や学校周辺で活動場所を確保するとともに、委託先としての運営団体を探していきたい。

問3 今後の新しい学童保育施設の整備予定は。

答3 宝塚第一小では、宝塚南口地域に保育所の分園を整備するのにあわせて、今年度、学童クラブの整備に入っている。宝塚小では、宝塚駅北側に整備する保育所新設にあわせて学童クラブを整備する予定。長尾小では、中山寺駅北側に保育所新設にあわせて学童クラブの整備を予定しており、山本駅北側に新たに学童クラブを整備したいと考えている。

問4 拡充を予定される地域児童育成会や新規に開設する学童保育施設へは、待機児童から優先的に入れるようになるのか。直営の地域児童育成会に入所中の児童が移ることは可能か。

答4 学校外に学童保育施設が新たに開設した場合、直営の地域児童育成会の待機児童から入所を案内していくことになっているが、現在入所中の地域児童育成会より自宅に近くなったり、保育所併設型で保育所に弟妹が在籍する場合、利便性の観点から、そちらに移りたいと希望する児童が出てくることが考えられる。今後、待機児童以外にも柔軟に対応できるよう検討していきたい。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第87号 平成25年度宝塚市病院事業会計決算認定について

**議案の概要**

平成25年度病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するもの。

(収益的収支) 仮受仮払消費税を含む決算額で収入総額100億4,072万2,029円、支出総額104億2,043万8,674円で、差し引き3億7,971万6,645円の赤字となり、消費税等に伴う経理処理をした結果、当年度の純損失は3億8,036万8,101円となり、前年度の純損失4億3,919万6,225円と比べ5,882万8,124円改善し、その結果、累積欠損金は144億9,340万3,366円となった。

(資本的収支) 収入総額12億2,566万1千円に対し、支出総額は、老朽化に伴う医療機器の更新、大規模改修工事等に要した建設改良費8億784万8,428円、水道事業会計への長期借入金の償還金13億円を含め30億7,202万2,051円となり、差し引き18億4,636万1,051円の資金不足が生じたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、一時借入金等で補てんした。

**論 点** 改革プランの総括と今後の病院経営について

**<質疑の概要>**

問1 改革プランの中で、市立病院は単年度黒字化を目標に頑張ってきたと思うが、結果的に平成25年度は約3億8千万円の赤字となった。どのように考えているか。

答1 入院収益に関して、呼吸器内科などの特定の診療科における複数の医師の退職により患者数が減ったことで、およそ3億円の減収につながった。また、関連大学からの後期研修医の派遣が前年度は予想以上にふえてしまったことや、ヘルパーなどの職員の増加などによって、給与費について支出が膨らんだ。この2つが主たる原因と考えている。

問2 会計上いったん修繕費として計上し、年度末において固定資産への振替処理を行ったものが合計33件、合計3,985万円に上っている。監査からは、振替により会計上の費用から除外され、損益計算上の収支が改善されたかのような誤解を生むため、不適切処理と見られないような配慮も必要であるとの指摘がなされているが、病院の考えは。

答2 修繕により資産価値が向上するものについては固定資産へと振替処理を行うが、事務の効率化のこともあり、年度末にまとめて振替処理を行っていた。このことに対して、監査から修繕の時点で処理を行うよう指摘を受けたものであり、今後改めていきたい。

問3 医師不足が続く中で、部長級の医師は安定して確保できているのか。

答3 部長級の医師については、基本的には関連大学からの異動により、安定した医師確保が可能となっている。今回の呼吸器内科の部長級医師の退職に伴う補充については、関連大学でも医師の絶対数が不足している状況にあるため、確保が困難な状況となった。

問4 平成25年度の時間外の勤務時間が1,065時間であった職員がいると監査から指摘を受けているが、どのような職員か。

答4 経営統括部の非常勤嘱託職員であり、市立病院内の施設改修工事を担当している。正規職員よりも1週間あたりで7時間45分勤務時間が少ないが、業務が多忙を極め、正規職員並みの勤務時間となり、工事のため土日出勤もあった。今後は本人の健康面のことにも十分に配慮しながら、時間外勤務を減らすよう指導をし、それでも難しい場合は人員の補充も検討したい。

問5 平成25年度の一般会計からの繰入金額15億2,300万円となっているが、繰出基準に基づいて計算した額は17億837万円となり、1億8,537万円繰入額が不足している状況にあるが、本来ならこの金額が収入として入っていればもっと病院の収支が変わったはず。なにか工夫できないのか。

答5 予算については前年度をベースにして財政課と協議しているが、結果的に実績が予算を上回ってしまうことがある。当初予算要求の段階で精査をすることや、実績が予算を超えることが見込まれる場合は、財政課と増額の補正予算について協議していきたい。

問6 平成25年度は年間を通じて院外処方を実施しているにも関わらず、平成24年度と比較して、薬品のたな卸高が448万円増加した理由は。

答6 両年度とも3月末のたな卸日には院外処方を実施しており、同条件での在庫高の比較となる。薬品の在庫については、日々の増減の中で1,000万円程度の増減はありえることで、結果として平成25年度のたな卸日の在庫高が増加したものの。

問7 市立病院の会計時の待ち時間縮減を目的に自動精算機が導入されているが、その導入後の状況や未収金対策への効果は。

答7 自動精算機については、多くの患者が利用しており、特に外来患者については15分くらいで会計が済むようになり、未払いも減少し、未収金対策として効果があったものと考えている。また、患者に対しての高額療養費の丁寧な説明や、クレジットカード支払いの導入などにより、未収金全体としても減少傾向となっている。

問 8 本市と違い、同時期に病院改革プランを策定した他自治体病院の多くが黒字化を達成していることについて、他自治体では収益の高い外科系の診療科目が多いのに比べ、本市の市立病院は市民ニーズの高い内科系の診療科目が多いなど、収益構造の違いが大きいとのことであり、そのことについて監査から収益構造の転換なしに黒字化の達成は困難であると指摘されている。市民ニーズと今後の市立病院の方向性について、どう考えているか。

答 8 市立病院としては、宝塚市立病院中期事業計画に掲げる 4 事業 5 疾病の診療体制整備方針に基づき、市民ニーズに合わせて公立病院としての役割を果たしていくべきと考えており、収益改善のためだけに外科系の診療科目を中心とした構造に転換を図るという考え方では、病院運営はできないものと考えている。引き続き市民ニーズに合った治療を展開していきたい。

問 9 市立病院はここ数年、地域医療連携に力を入れてきたと思うが、その成果と今後の取り組みは。

答 9 市立病院として地域医療連携の取り組みに力を入れ、地域医療支援病院の承認を受けるところまでできた。今後は宝塚市立病院中期事業計画の中で、超高齢社会の到来に対応するため、地域医療連携にとどまらず、地域連携として医療と介護の連携を進めていく方針を示しており、今年度から動き始めている。また、急性期病院としての役割を果たしていく中で、4 事業 5 疾病の診療体制整備や充実、難易度の高い医療への取り組みによる収益の改善、人材資源の確保、(仮称)救急医療センターの開設などについても、しっかりと取り組んでいきたい。

問 10 平成 21 年 3 月に策定した病院経営改革プランでは、キャッシュフローにおいて、平成 25 年度の資金期末残高を 2 億 6,700 万円と計画していたが、今回、議案第 77 号で提案されている、平成 26 年度補正予算のキャッシュフローでは、平成 26 年度の資金期末残高を約 8,500 万円と計上している。現状では資金が枯渇しているのではないかと分析するが。

答 10 平成 25 年度決算では、長期借入で資金不足が生じている。資金繰りについては短期借入でつないでいる状況。できるだけ安定した資金を確保して活動していきたい。

問 11 平成 22 年度に水道事業会計から 13 億円を借り入れた際に、病院経営改革プラン以外に、収益を生み出す具体策は検討されているのか。

答 11 病院経営改革プランを確実に実行して、本来の病院事業でもって資金の余裕を生み出し、返済していく予定であったが、結果として、資金が不足し、一時的に短期借入で対応せざるを得なくなった。

問 1 2 ジェネリック医薬品についての市民への説明や啓発がもっと必要であると思うが、病院としての今努力されている取り組みは。

答 1 2 広報たからづか 9 月号で、ジェネリック医薬品の内容や市立病院、国が取り組んでいることを市民向けに啓発している。今後も継続的に啓発を行っていききたい。

問 1 3 これまで、市立病院の経営健全化に向け、市民サービスや取り組みなど近隣で同じ人口規模の伊丹市の市立病院と比較してきたが、平成 25 年度決算での比較はどうか。

答 1 3 市立伊丹病院の平成 25 年度損益は、およそ 4 億 2,700 万円の黒字と聞いている。一方、市立病院はおよそ 3 億 8,000 万円の赤字であった。損益差が生じている理由として、市立伊丹病院はみなし償却という方法を採用している点と、市立病院が退職手当組合に加入している点の 2 点があげられる。市立伊丹病院と同じ方法で市立病院の損益計算を行うと、およそ 3 億 7,600 万円の黒字となる。

問 1 4 今後の病院経営のあり方として、現在、市立病院は、地方公営企業法の全部適用に移行し、経営改革に取り組んでいるが、依然として経営状況が厳しい状況が続いている。今後、国から新しい公立病院改革ガイドラインが示される予定だが、独立行政法人への移行など、経営形態について検討する余地もでてくるのでは。

答 1 4 今年度中に国から新しいガイドラインが示される予定。その中で、具体的に改革プランの期間内に黒字化が達成できなかった病院について言及されると考えられる。また、公営企業の会計基準が全国一律で変更されたため、標準的な会計基準が明らかになったこともあり、経営形態については、国の新しいガイドラインの内容を見定めただうえで、具体的に検討すべきと考えている。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	認定（全員一致）

平成26年第4回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第88号 工事請負契約（（仮称）花屋敷グラウンド整備工事）の変更について	
<b>議案の概要</b>	
花屋敷グラウンド整備に係る工事請負契約（平成26年3月市議会定例会、議案第31号で議決）のうち、契約金額を3億2,940万円から3億3,112万2,600円に変更しようとするもの。	
<b>論 点</b> なし	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	国土交通省から「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について」平成26年1月30日付で通達があり、この新労務単価を適用するため、契約金額を変更するとのことだが、他市の状況では、2月の段階で工事請負契約について新労務単価を適用すると発表しているところが多かった。しかし、本市の場合、6月9日付で当該工事の事業者へ請負工事代金の通知をしている。なぜ6月定例会で工事変更を提案できなかったのか。
答1	新労務単価への改定は本年2月1日であり、ほとんどの案件については、入札公募のタイミングに間に合っていたが、本件については、調整等に時間を要したこと、県からの通知の内容を確認していたことから、事業者への通知が遅れた。しかし、工期に間に合うことから9月定例会で提案した。
問2	同時期に国から求められている適切な水準の賃金や法定福利費の支払いや社会保険等への加入決定についての元請業者への指導はどうなっているか。
答2	法定福利費に関しては、平成25年4月1日の段階でも措置は行っている。今後、国から出される公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正の運用方針に応じて対応していきたい。
問3	今回の労務単価変更が下請業者にまできちんと反映されるのか、市として確認できるのか。
答3	本年4月以降は、工事案件の契約に関しても労働環境報告書の提出を求めており、下請業者の労働環境や賃金の確認を進めているところ。6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正があり、それに準じた対応を今後検討していきたい。
<b>自由討議</b> なし	
<b>討 論</b> なし	
<b>審査結果</b> 可決（全員一致）	

<p><b>議案番号及び議案名</b> 議案第90号 公の施設（宝塚市立子ども館）の指定管理者の指定について</p>
<p><b>議案の概要</b></p> <p>宝塚市立子ども館の指定管理者を、次のとおり指定しようとするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者の候補者 第6ブロック子ども館協議会 (宝塚市山手台東1丁目4番1号)</li> <li>・ 指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで</li> </ul>
<p><b>論 点</b> 選定の妥当性について</p> <p><b>&lt;質疑の概要&gt;</b></p> <p>問1 指定管理者選定委員会は、客観性や公平性を確保するため、有識者や利用者の代表からなる外部委員で構成される。しかし、今回の選定については、委員5名のうち、子ども館の利用者の代表1名、第6ブロック民生・児童委員と中山五月台中学校区青少年育成市民会議から各1名の計3名が地元から委員に選ばれた。3名とも利用者の代表ということか。</p> <p>答1 子ども館の運営や施策の実施には、民生・児童委員や地域関係団体との連携が不可欠であるとの理由から、宝塚市民生委員・児童委員連合会及び子ども館運営委員会に推薦を依頼し、その推薦に基づき委員の囑託を行ったもの。</p> <p>問2 指定管理者選定委員会の委員5名のうち、過半数の3名の委員が地域から選ばれている。客観性に疑問を感じるが、市の考えは。</p> <p>答2 委員については、外部の第三者的な観点から有識者として大学教授、税理士に入っている。子ども館の利用者の代表1名については、施設利用者は地域の利用が多いこと、その他の第6ブロック民生・児童委員と中山五月台中学校区青少年育成市民会議からの委員については、地域の実情がわかる方ではないと評価が難しいことなどから、適任と考えている。</p> <p>問3 委員に地元の方を3名も選ぶことは、市民から地域との癒着を疑われる可能性もある。地域の声が聴きたいなら、他の方法もあると思うが。</p> <p>答3 地域の声は色濃く出ているかもしれないが、やはり地元の声も重要であると考えている。外部の意見としては、有識者の方にも委員をお願いしており、決して地域の方ばかりでやっている訳ではない。</p> <p>問4 候補者の評価採点結果で、委員により各項目の採点に大きくバラつきがあったことについて、市は理由を把握しているのか。</p> <p>答4 低い採点を行った委員については、今回応募時に提出された事業計画書やプレ</p>

ゼンテーションの内容に特に際立った特徴が見られなかった項目について、低く評価したものと考えている。一方で、高い採点を行った委員については、地域での日々の活動を目にしていることなどから、評価が高くなったものと考えている。

問5 市として指定管理者によりよい運営を求めていくのであれば、低い採点だった項目については、業務改善のための資料として候補者に情報提供をしていくべきと考えるが、どうか。

答5 市として参考にしていきたい。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

<p><b>議案番号及び議案名</b> 議案第91号 公の施設（宝塚市立花屋敷グラウンド）の指定管理者の指定について</p>
<p><b>議案の概要</b></p> <p>宝塚市立花屋敷グラウンドの指定管理者を、次のとおり指定しようとするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者の候補者 公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社 (宝塚市小浜1丁目1番11号)</li> <li>・ 指定期間 平成26年11月1日から平成29年3月31日まで</li> </ul>
<p><b>論 点</b> 選定の妥当性について</p> <p><b>&lt;質疑の概要&gt;</b></p> <p>問1 募集に対して2者の応募があり、審査の結果、評価点の1位の判定数3対2で公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社が候補者に選定された。2位のA団体は、評価点が352点であり、基準点の360点を満たせていないにも関わらず、今回補欠とした経緯は。</p> <p>答1 当初の予想では3者以上の複数団体の応募を想定しており、第1回目の選定委員会の議論の中で、満点の60%である360点を一つの基準点とし、それを超える点数で上位2者目を補欠候補とすることに決定したが、実際には2者しか応募がなかった。さらに、各委員の採点の集計をしたところ、2位のA団体が基準点を下回ってしまったため、補欠の取り扱いについて委員会で協議をした結果、不測の事態に備えて、A団体を補欠候補にすることに決定した。</p> <p>問2 基準点を決めたタイミングがおかしい。せめて、応募団体が2者とわかった時点で、360点の基準を下げるなりの議論をした上で、補欠の扱いについて考えるべきだったと思う。最初に決めた基準点は、市民のサービスをしっかり提供するために守るべきものであるはず。</p> <p>答2 市が第2回目の選定委員会の会議の冒頭で想定される問題を委員にきっちりと説明しておけば、このようなことにはならなかったと考えている。ただし、基準点が下回っていたことを各委員が理解したうえで議論し委員会として決定したことであり、市としてはその状況を見守っていた。</p> <p>問3 仮に、万が一候補者が運営できなくなった場合、当初の基準点を下回ったA団体が運営することになれば、審査基準のあり方について市民に疑問が生じることになると思うが、明確な説明ができるのか。委員会の判断が少し軽率であるように感じるが。</p> <p>答3 状況によっては、候補者に1者だけを選んで補欠を選定しない場合もある。市からは、今回はそういう扱いも含めて説明したが、市民が待ち望んでいるグラウ</p>

ンドができるだけ早く指定管理者を決定して運営を進めたいということもあり、補欠まで選んでおきたいという委員会での議論があった。市としても、今回は基準点に問題があったのは2位のA団体であり、候補者は一定の点数を確保していることから、今回の判断は一定仕方がなかったものと考えている。

問4 候補者からは落ちたものの、自由な発想を持つA団体の提案内容の中から、市民のスポーツ施設としてのグラウンドに、今後参考にできそうな提案はないのか。

答4 A団体の提案の中には、先駆的な取り組みや興味深い提案も多数存在した。プレゼンテーションは非公開のため、候補者はA団体の提案を知らないが、今後、市が指定管理者として指導していくにあたり、取り組めるものについてはできるだけ積極的に取り入れていただけるよう協議したい。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

請願第38号 教育条件整備のための請願

議案の概要

＜請願の趣旨＞

宝塚市では、「宝塚市教育推進プロジェクト」を中心に、「いじめ」「不登校」「学級崩壊」などの解決に取り組んでいるが、そのほかに様々な課題もあり、これらの教育課題克服のためには、教育予算のいっそうの充実と制度の拡充が必要として、下記項目について早期実現を求めるもの。

＜請願の項目＞

- 1 豊かな教育を創造する教育予算の充実と保護者負担の軽減を
  - (1) 教育予算を削減しないでください。
  - (2) 備品費・学校需用費の削減をせず、保護者負担を軽減してください。
  - (3) 外国籍の子どもたちへの生活・学習支援を拡充してください。
  - (4) 子ども支援サポーターの増員をしてください。
  - (5) スクールソーシャルワーカーの配置の拡充をすすめてください。
  - (6) 幼稚園・保育所の施設・設備および定員の拡充をはかってください。
- 2 障がい児教育の充実のために
  - (1) 地域のすべての学校にプレイルーム・相談室・スロープ・エレベーター・身障用トイレを完全配置してください。
  - (2) 子どもの実態に応じて必要な学校に介助員を増員してください。また、プール指導等の介助員も増員してください。
  - (3) 医療行為の必要な子どものための体制をつくってください。
  - (4) 一人ひとりにあった卒業後の進路保障の方策を講じてください。
    - ・「障がい者のための働く場」の拡充をはかってください。
    - ・市職員採用の障がい者枠の拡大をはかってください。
- 3 中学生の卒業後の進路を保障するために
  - (1) 公立高校の開門率をあげるために、既設校の学級増を県に要求してください。
  - (2) 私立高校就学助成および奨学金制度・入学支度金制度を拡充してください。
  - (3) 中卒就職者の進路保障のため、行政採用を拡充してください。
- 4 文化厚生施設の充実のために
  - (1) 子どもたちが安心して遊べる公園をふやすとともに、児童館の設備や環境の充実をはかってください。
- 5 地域の教育発展のために
  - (1) 地域スポーツ指導者の確保と育成につとめてください。
  - (2) 「青少年を育てる地域づくり」のためのとりくみの充実をはかってください。

(3) 外国人市民との交流をはかるためのとりくみの充実をはかってください。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 兵庫県高等学校の通学区域の再編に伴う、公立高校の開門率への影響は。

答1 平成25年度では、卒業生1,822名に対して全日制公立高校への進学者が1,188名、進学率が65.2%であり、平成26年度では、卒業生1,881名に対して進学者が1,215名、進学率が64.59%となっており、進学率は例年と変わりなく65%あたりを推移している。また、全体の進学率は、平成26年度は約98%となっている。

問2 通学区域の再編に伴い、他市からも受験者が流入し、近くの市内公立高校に通いたい人は、一部の優秀な生徒を除いてどんどんはじかれていく現象が起こってくると思う。市はどのように考えているのか。

答2 宝塚学区の市内4校への進学率は、総合選抜の頃からおよそ53%あたりを推移している。学区の再編に伴い、市外から生徒が流入してくることは考えられるが、市としては、市内の高校への進学のプロを市内中学校に対して実施している。進学率が概ね変わることはないよう取り組んでいきたい。

問3 中卒者に対して、市は行政採用の道を開いていない。宝塚市役所は市内最大の事業所であり、もっと積極的に取り組んでほしいと思うが。

答3 対応や業務内容について検討し、調査もしていきたい。

問4 学校予算の需用費等が減ってきていると聞いているが、市の認識は。

答4 小学校一人あたりの需用費、備品購入費ともに、直近3年間においては予算額を増額している。また、中学校の需用費、備品購入費についても、同様に増額している。

問5 予算額を増額しているのは喜ばしいが、現場には実感として届いてない。特に過小規模校においては予算が少なく、過大規模校との格差も広がってきている。予算配分の仕方について、課題の解決が必要であると思うが。

答5 子どもの教育環境の改善が一番と考えており、できるだけ多くの予算が確保できるように努めている。過小規模校で予算が厳しい学校があるという話を聞けば、予算を手厚くなどの対応を考えているが、予算配分のあり方については、学校の実態を把握し、よく検証したい。

問6 今後の子ども支援サポーター、スクールソーシャルワーカーの配置についての見解は。

答6 子ども支援サポーターについては、今年度はより多くの人材確保を図りたいと考えており、報酬単価を引き上げることを考えている。また、配置日数の拡充も図っていきたいと考えている。スクールソーシャルワーカーについては、必要な人数や今後の対応についてのご意見をいただき、検討していきたい。

#### 自由討議

委員A 同じ団体から同じ趣旨の請願が毎年出てきているが、何度も似たような内容で出すことができるのか。

委員B 教育条件の整備については、毎年改善されてきているが、まだまだ課題も多い。少しでもよりよい条件に改善されることや現場の状況に目を向けてもらうことを求めた請願であると理解している。請願は似たような内容であっても、毎年変化していつている。

委員C 請願は、市民の願いから出されたものである。同じ団体から同じような内容のものであっても、今期に改めて正式に提出されているものであり、きちんと審査すべき。

討 論 なし

審査結果 採択（全員一致）

**議案番号及び議案名**

請願第39号 子どもたちの健やかな成長を願い現行の保育水準の維持を求める請願

**議案の概要**

**<請願の趣旨>**

2015年（平成27年）4月から、子ども・子育て支援新制度が実施され、新制度では、「保育所」「幼稚園」と新しい「認定こども園」が施設型として導入され、保育所以外は利用者と施設の直接契約となる。また、これまで公費外であった小規模保育所（19人未満）等の4事業が、地域型保育として給付対象に含まれることになる。この地域型保育の基準は、保育士等人員は国の基準に従うが、それ以外の面積基準は宝塚市が決めることになる。人員基準についても事業によっては半数の保育士資格者だけでよいとされるなど、懸念されることがある。

どの施設であっても、子どもたちがのびのびと健やかに成長し、発達が保障され、保護者が安心して預けられるところとなってほしいと願っており、現行の認可保育所で実施されている保育条件や保育水準を守ることが求められている。

地域型保育の基準も、現行の認可保育所をベースに、良好な保育環境をつくりだし、ほしいとして、下記事項を実施するよう求めるもの。

**<請願の項目>**

子どもたちの成長と発達を保障し、保護者が安心して子どもをあずけられるよう、どの保育施設等も現行の保育条件および保育水準を維持してください。

**論 点 なし**

**<質疑の概要>**

問1 請願の趣旨に、「地域型保育の基準も、現行の認可保育所をベースとして」とあり、請願項目で「どの保育施設等も現行の保育条件および保育水準を維持してください」とある。すべての保育施設等に現行の認可保育所の基準をベースに求めることを意図しているのか。

答1 請願項目では、現行の認可保育所の基準をベースにするよう求めているが、請願者の意図としては、多少の基準が緩和されることも想定しているとのこと。

問2 請願者団体「宝塚のよりよい保育を考える会」の構成メンバーには、認可保育所と認可外保育所のどちらの関係者も入っているのか。

答2 認可外保育所の関係者は入っていない。

問3 地域型保育事業に移行する認可外保育施設には、家庭的保育施設や小規模保育施設など、定員や施設規模もさまざまな施設が含まれる。認可保育所と同じ水準

を求めるのは無理があるのではないか。

答3 請願者は、現行の保育の質を維持して欲しいという思いである。

問4 子ども・子育て支援新制度は、待機児童を解消し、女性が働きながら子育てをしやすい環境を整えるという国の政策目的もある。他の事業者を排除することにつながらないか懸念する。

答4 法や国の政策を否定するものではない。請願は、地域の状況にあわせて、可能な範囲で現行の保育を維持することを願うもの。

問5 請願趣旨に、「保育所以外は利用者と施設の直接契約となる」とあるが、市の関与はどうなるのか。

答5 子ども・子育て支援新制度においては、保育が必要とされる子どもの保育所等への利用申し込みの受付を、市で行うことになっており、市が入所の調整を行う。私立園との関係は「契約」という言葉になるが、基本的に市が間に入って調整することになる。

問6 請願趣旨では、「人員基準についても事業によっては半数の保育士資格者だけでよいとされるなど、懸念される」とあるが、本市では今後どうなるのか。

答6 小規模保育事業の人員基準は、すべて保育士で対応するA型、4分の3以上の保育士で対応するB型、2分の1以上の保育士で対応するC型の3種類に区分される。本市としてはA型での整備を推進していきたいと考えている。

問7 現在の保育所の待機児童の状況は。

答7 本年9月1日時点で、0歳児が101名、1歳児が75名、2歳児が27名、3歳児が22名、4歳児及び5歳児は0名、合計で225名となっている。

## 自由討議

委員A 現行の市の認可保育所の基準は、子どもたちの安全面や環境面で保育の質を維持するため、かなり規制をかけるものとなっており、財政的な負担も伴う。

請願趣旨で「地域型保育の基準も、現行の認可保育所をベースに」とされており、すべての保育施設等が現行の認可保育所をベースとした保育条件及び保育水準を維持することは、実施困難なことが懸念される。しかし、請願者の願意を受け止めたい。請願の趣旨のみを採択してはどうか。

委員B 請願趣旨では、現行の認可保育所の基準をベースにするよう求めているが、請願者も多少の基準緩和を考えていることが、質疑によって確認できた。請願全体を採択しても問題はないのではないか。

委員A 現状では0歳児と1歳児は待機児童が多く、現行の認可保育所の基準では新規事業者が参入するのは難しく、基準のハードルを下げないと待機児童の解消につながらないのではないかと。

委員C 請願の趣旨については、全委員が賛同できる。賛否を問う採決ではなく、請願者の思いを受け止め、趣旨採択を諮ってはどうかと。

討 論 なし

審 査 結 果 趣旨採択（全員一致）